平成２２年（フ）第１５６７号
堺市東区日置荘西町２丁17番17号　多田ハイツ１－Ｃ、前住所愛知県愛西市町方町五軒家東12番地３　カーサイシダＢ棟102号
債務者　須田　　敏
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７６９号
兵庫県姫路市飾磨区阿成植木647番地ハイツ大黒101号
債務者　朝原　孝之
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７７４号
兵庫県高砂市曽根町2474番地の５
債務者　玉田由賀里
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７７９号
兵庫県姫路市香寺町須加院338番地49、現在の居所兵庫県姫路市西今宿３－１－41高岡病院
債務者　岐部　共彦
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３３２号
奈良市佐紀町2776番地
債務者　奥田　典充
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６１０号
奈良市右京２丁目２番地　平城第２団地61―302
債務者　茂刈　慶二
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１８３号
鳥取県米子市道笑町４丁目４番地12　エクレシア東山203号
債務者　田村あけみ
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１４３１号
広島市安芸区矢野東２丁目10番２―202号
債務者　長田　彰子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４４４号
広島市安芸区矢野南５丁目８番２号
債務者　衛藤　千春（旧姓赤木）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４８３号
広島市中区大手町３丁目12番９―502号
債務者　宮田　敬子（旧姓佐倉）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５７０号
広島市安芸区船越６丁目27番１号
債務者　有元　和己
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５７１号
広島市安芸区船越６丁目27番１号
債務者　有元　直美
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６３２号
広島市南区東本浦町10番17号
債務者　高角　剛志
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６２号
香川県三豊市豊中町上高野4098番地２、住民票上の住所香川県三豊市豊中町本山甲1551番地
債務者　仲山　昌樹
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第６５号
香川県観音寺市粟井町525番地　宮下団地48号
債務者　浦山　康宏
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第１８３５号
福岡県春日市上白水３丁目89番地ビラージュ勝野105号
債務者　吉村　信幸
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０４７号
福岡県筑紫郡那珂川町今光５丁目181番地１エッグコーポ101号
債務者　稗田美恵子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０４８号
福岡県筑紫郡那珂川町今光５丁目181番地１エッグコーポ101号
債務者　稗田　殊美
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部